



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、定期監査に係る監査の結果を次のとおり公表する。

令和7年12月16日

幕別町監査委員 八重柏 新治



幕別町監査委員 藤谷謹至



#### 定期監査結果報告書（公営企業会計）の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、公営企業会計に係る令和7年度定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出します。

#### 定期監査報告書（公営企業会計）

##### 第1 監査の概要

###### 1 監査の対象

令和7年4月1日から令和7年9月30日までの水道事業会計・下水道事業会計の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について監査を行った。

担当部局 建設部水道課

###### 2 監査の期間

令和7年11月11日（火）から令和7年12月12日（金）まで

###### 3 監査の手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、提出された資料並びに提示のあった関係書類及び会計帳簿等に基づいて、照合その他通常実施すべき監査手続を実施した。

また、当事業の管理の状況についても、提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、必要と認めた監査手続を幕別町監査基準に準拠して実施した。

##### 第2 監査の結果

監査の結果、担当部局における財務に関する事務は、関係法令、会計規程等に準拠して適正に執行されているものと認められた。また、経営に係る事業の管理状況についても、適正に執行されているものと認められた。

なお、監査の結果と所見については下記のとおりである。

## 記

### 1 収入未済金対策について

#### (1) 水道事業会計

本年度上半期の収益的収入は403,604千円、収益的支出は164,422千円で、経常利益は239,182円となっている。

現年度分の水道使用料の収納率は65.26%（前年同期66.24%）、簡易水道使用料の収納率は64.64%（前年同期64.93%）で前年よりも低下している。

社会情勢、経済状況などによる徴収の難しさは引き続き継続するものと思われるが、使用料の公平負担の観点からも、現年度分や滞納繰越分の収入未済金の回収に引き続き努力されたい。

また、今後も老朽施設の維持や改修等により、厳しい経営が続くものと思われる所以、経営状況の的確な把握と効率的な事業運営に努められたい。

#### (2) 下水道事業会計

本年度上半期の収益的収入は596,132千円、収益的支出は158,059千円で、経常利益は438,073千円となっている。

現年度分の下水道使用料の収納率は65.81%（前年同期65.65%）で前年より上昇しているが、個別排水処理施設使用料の収納率は67.39%（前年同期67.47%）、農業集落排水使用料の収納率は67.95%（前年同期68.15%）と前年よりも低下している。

社会情勢、経済状況などによる徴収の難しさは引き続き継続するものと思われるが、使用料の公平負担の観点からも、現年度分や滞納繰越分の収入未済金の回収に引き続き努力されたい。

また、今後も老朽施設の維持や改修等により、厳しい経営が続くものと思われる所以、経営状況の的確な把握と効率的な事業運営に努められたい。